

鈴鹿市婦人相談員設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 2 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市婦人相談員設置要綱の一部を改正する訓令

鈴鹿市婦人相談員設置要綱（平成 1 5 年鈴鹿市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>鈴鹿市女性相談支援員設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項の規定に基づき女性相談支援員（以下「支援員」という。）を鈴鹿市社会福祉事務所に置く。</u></p> <p>（業務）</p> <p>第 2 条 <u>支援員</u>は、鈴鹿市社会福祉事務所処務規則（平成 9 年鈴鹿市規則第 44 号）<u>第 3 条第 1 項</u>の所長の命を受けて、<u>法第 11 条第 1 項の規定による相談及び援助並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 4 条の規定による相談等に関する業務を行うもの</u>と</p>	<p style="text-align: center;"><u>鈴鹿市婦人相談員設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 <u>売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 35 条第 2 項の婦人相談員（以下「相談員」という。）を鈴鹿市社会福祉事務所に置く。</u></p> <p>（業務）</p> <p>第 2 条 <u>相談員</u>は、鈴鹿市社会福祉事務所処務規則（平成 9 年鈴鹿市規則第 44 号）<u>第 2 条第 1 項</u>の所長の命を受けて、<u>法第 35 条第 3 項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 4 条に規定する業務を行うもの</u>とする。</p>

<p>する。</p> <p>2 <u>支援員</u>は、前項の業務を行うに<u>当たり</u>、<u>法第9条第1項の女性相談支援センター</u>、関係機関等と常に連絡を行い、効率的な業務の遂行に努めなければならない。</p> <p>(事務処理)</p> <p>第3条 <u>支援員</u>は、相談カード、職務日誌等を備え整理しておくものとする。</p>	<p>2 <u>相談員</u>は、前項の業務を行うについて、<u>女性相談所</u>、関係機関等と常に連絡を行い、効率的な業務の遂行に努めなければならない。</p> <p>(事務処理)</p> <p>第3条 <u>相談員</u>は、相談カード、職務日誌等を備え整理しておくものとする。</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。